公益社団法人　愛媛県鍼灸マッサージ師会

令和5年5月15日発行

# 県師会情報　第152号

（会員用）

発行者：公益社団法人愛媛県鍼灸マッサージ師会
会長　佐藤　佳孝

事務所：〒791-8032　松山市南斎院町951-11
TEL・FAX：089（974）1219
E-mail：ehimekenshikai@e-ahaki.com

編集者：広報部長　二神　茂嘉

県師会HPのQR

## マイナンバー保険証情報読み取り機への対応について

2024年秋にはマイナンバーカードで保険証情報を提示する受療者が増えることが予想されます。本会としては2月の全鍼師会第４回視覚障害担当者会議において、マイナンバーカードの読み取りの不安を提言し、５月２８日開催の全鍼師会定時総会において、本会からの提出議案としました。

以下、提出議案

１、　　マイナンバーカード読み取り端末について

令和6年度秋には現行の保険証が廃止されて、マイナンバーカードから保険証情報を得ることが出来る作業を厚労省内が進めており、療養費を扱うあはき師、柔整師等は資格情報のみを取得できる用に検討されています。

そこで、愛媛県師会から資格情報を取得する端末は音声対応とし、療養費を取り扱う施術管理者だけで無く、希望するあはき師に無償での配付をしていただけるように要望します。

療養費を取り扱われる施術者は晴眼者の介助を要して申請書の作成が行われ、音声非対応でも不便が無い方が大半かもしれません。しかし、愛媛県は月刊東洋療法347号で紹介されましたが、県内各自治体で施節費払い制度が取り入れられています。申請方法は自治体によって様式が変わりますが、国保や後期高齢者医療が主な対象となります。療養費よりも取扱がしやすく、介助者が常駐せず一人施術をしている視覚障害者も多数おられます。資格の確認、保険証情報の確認を端末からの音声でできれば利便性が向上します。

全鍼師会は晴盲一体となった職能団体を謳い、デジタル庁の政策分野にも「誰一人取り残されないデジタル社会の実現のため、各分野において取組を進めています。」を掲げていますので、最大限の取り組みをお願いいたします。

## 令和5年度　第1回青年女性部基礎セミナーのご案内

青年女性部長 田窪京子

今回のセミナーでは、「鍼灸」という東洋医学理論に基づいた治療に西洋医学（現代医学）の知識に加え、日頃から数々の研修を受講し、文献を読み、技術の研鑽に余念がない菅野先生に不妊治療について貴重なご講演をいただけます。モデル患者さん(女性)がいらっしゃれば、実技も披露していただけます。

会場は、手指消毒薬の準備、マスク着用、換気を実践し、遠隔の参加ではZoomを使用し自宅での受講も可能に致します。是非この度の研修会に積極的にご参加頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

申し込み等、詳細は別紙の案内をご参照ください。

## 普通救命講習会のご案内

学術部長　木下洋一

大切な人の命を救うためには、講習で正しい知識と技術を身に付けておく必要があります。そのためにも、普通救命の講習会を予定しています。初めての先生も、救命講習を以前受けたことがある先生も、是非参加して頂ければと思います。

日時：令和５年６月２５日（日）９：３０～１２：００（受付９：００～）

内容：普通救命講習会

成人に対する心肺蘇生法やAEDの使い方、止血法、異物除去法など

会場：愛媛県男女共同参画センター ３階 レクレーション室

愛媛県松山市山越町４５０番地

TEL　089-926-1633

参加費：無料

申込締切り：６月２日（金）

問い合わせ先：学術部長　木下洋一

メール：kino.pio422@ezweb.ne.jp

電話 ：090-4506-8855

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について

新型コロナの感染対策は５月８日から、現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、 今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に変更になります。基本的にマスクの着用や感染対策も個人の判断に委ねられ、検温や消毒、パーテンション等の感染対策も事業者によって必要かどうかを判断することになります。しかし、専門家からは「第８波を超える規模の第９波が起きる可能性」も指摘されています。

我々は医療に携わる者として今後はウイズコロナに向かってしっかりと理解した上でご自身で考え、行動、対応をしなければなりません。詳細はホームページ、インフォメーション等で確認できますので、しっかり確認していただき対応するようにお願い致します。

## 「新型コロナウイルス感染症COVID-19 診療の手引き」

別冊「罹患後症状のマネジメント」第2.0版

厚労省内、以下のアドレスからダウウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/content/000952747.pdf

【本手引きの対象】抜粋

「多くの場合，罹患後症状を訴える患者に対する診療とケアの手順は標準化されていないが、多くの場合、かかりつけ医等が専門医と連携して対応できるものと考えられる。このため、本手引きは全ての医師および医療従事者を対象とした。長期的なケアには他職種の連携も重要と考えられるため、多様な関係者に参考となるように配慮した。」

## 令和5年度第1回保険研修会・勉強会のご案内

保険部長　石丸洋

令和５年度第1回保険研修会・勉強会を令和５年７月２日（日）10：00より愛媛県視聴覚福祉センター3階会議室にて開催します。

今回の保険研修会は、会場とZoomを併用して研修を行います。保険研修会は、療養費患者の獲得方法と手続き方法についてお話します。保険勉強会は、療養費の取り扱い上の疑問や支給申請書類の書き方について皆さんと一緒に検討していきます。保険取り扱いの有無にかかわらず、興味のある方はぜひご参加ください。